

平成二十二年七月七日

青森県教育委員会第七百三十八回定例会

期 日 平成二十二年七月七日（水）  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

一	報 告	
	報告第一号 学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について	1
二	議 案	
	議案第一号 青森県立特別支援学校教育推進プランについて	6
	議案第二号 県無形民俗文化財の指定について	7
三	その他	
	職員の懲戒処分の状況について	8
四	閉 会	

# 報告第一号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたので報告します。

## 記

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「配偶者（当該子の親であるものに限る。）とともに育児休業等により子を養育するため  
の計画を有している場合は」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第四号の規定による申出をする場合には」に改める。

第四条第一項第四号を削る。

第五条第二項中「第二項及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の請求の際条例第十一条第五号の規定による申出をする場合には、育児休業等計画書を育児  
間勤務承認請求書に添えるものとする。

第七条中「、同項第四号中「養育」とあるのは「当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間  
に養育」と」を削る。

第九条中「、同項第四号中「養育」とあるのは「当該部分休業をすることにより養育している時間に養育」  
と」を削る。



4 配偶者の養育計画	
配偶者の氏名	
子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 <input type="checkbox"/> その他 ( )

を削り、

「5 備考」を「4 備考」に代め、同様式の(甲)2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とす。

第三号様式中「 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった」を削り、同様式の(注)を次のように改める。

- (注) 1 該当する□には、レ印を記入すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第四号様式中

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年月日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日生

ひ

「3 請求の内容」や「2 請求の内容」ひ「4 請求期間」や「3 請求期間」ひ「5 勤務の形態」  
 や「4 勤務の形態」ひ「週 時間勤務」や「週 時間 分勤務」ひ「6 既に育児短時間勤務  
 をした期間」や「5 既に育児短時間勤務をした期間」ひ「7 備考」や「6 備考」ひ「8 備考」  
 中の「4 請求期間」や「3 請求期間」ひ「9 回数」及び「7 備考」や「6 備考」ひ「  
 9」。

第五号様式

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

を

1 請求に係る子	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日生

に、

「3 請求期間及び時間」を「2 請求期間及び時間」に、「4 備考」を「3 備考」に改め、同様式の  
 (注)中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第一号

青森県立特別支援学校教育推進プランについて

青森県立特別支援学校教育推進プランを、別紙のとおり定める。



## 議案第二号

### 県無形民俗文化財の指定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県無形民俗文化財に指定する。

種別	名称	所在地	保護団体
県無形民俗文化財	岡三沢神楽	三沢市岡三沢	岡三沢神楽保存会

[その他]

**職員の懲戒処分の状況**  
**平成22年7月（6月1日～6月30日分）**

**青森県教育委員会**

- 事案1 ①被処分者 東青地域青森市の小学校 教諭（43歳 男性）  
②事件の概要等 速度超過（25km/h以上30km/h未満）  
・平成22年5月8日（土）午前10時25分頃  
・上北郡七戸町内の町道  
・最高速度40km/hのところ、66km/hで走行  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成22年6月24日  
⑤その他 平成20年10月4日に人身軽傷事故及び平成22年1月17日に物損事故を起こしていることから、量定を加重。
- 事案2 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 教諭（59歳 女性）  
②事件の概要等 速度超過（30km/h以上50km/h未満）  
・平成22年4月10日（土）午前10時54分頃  
・十和田市内の県道  
・最高速度40km/hのところ、70km/hで走行  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成22年6月30日
- 事案3 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（43歳 男性）  
②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）  
・平成22年3月28日（日）午後3時23分頃  
・八戸市内の国道  
・自動車で走行中、前方不注意により自動車に追突し、さらにその自動車が前方の自動車に追突したもの。  
・事故の相手方（男性2名、女性1名 約5日間～1週間の加療）  
③処分内容 戒告  
④処分年月日 平成22年6月8日  
⑤その他 平成20年4月9日に人身事故を起こしていることから、量定を加重。

- 事案4 ①被処分者 三八地域市部以外の小学校 教諭（39歳 女性）  
②事件の概要等 人身事故（死亡）  
・平成21年11月11日（水）午後4時58分頃  
・三戸郡三戸町内の路上  
・自動車を運転中、前方左から右へ横断していた歩行者に衝突したもの。  
・事故の相手方（女性1名 平成22年1月9日死去）  
③処分内容 減給6月（給料の月額の10分の1）  
④処分年月日 平成22年6月11日

事案5 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域三沢市の中学校 事務職員（36歳 女性）  
②事件の概要等 横領  
・平成21年度学校給食費671万3,895円を横領した  
もの。  
③処分内容 免職  
④処分年月日 平成22年6月4日

事案6 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域三沢市の中学校 校長（59歳 男性）  
②事件の概要等 上記横領（事案5）の監督責任及び職務怠慢  
・校長として、通帳や領収書の確認をしていないなど、指導監督を怠っていたもの。  
③処分内容 減給3月（給料の月額の10分の1）  
④処分年月日 平成22年6月4日

事案7 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被処分者 上北地域三沢市の中学校 教頭（52歳 女性）  
②事件の概要等 上記横領（事案5）の監督責任及び職務怠慢  
・教頭として、通帳や領収書の確認をしていないなど、指導監督を怠っていたもの。  
③処分内容 減給2月（給料の月額の10分の1）  
④処分年月日 平成22年6月4日